

# 差し替え

(対大臣・副大臣・政務官)  
5月17日(木)参・法務委

民事局 作成  
櫻井 充 議員(民主)

1問 商法は、例えば第1条第1項は「商人の営業、商行為その他商事については、他の法律に特別の定めがあるものを除くほか、この法律に定めるところによる。」と規定されているが、商法のみを参照するだけではルール全体を把握できない上、「他の法律」が何なのかは商法には書かれていないため、分かりにくいものであり、わざわざ商法という法律を置かなくとも、民法や個別の法律で足りるのではないか、商法の必要性について、法務大臣に問う。

## [商法の目的]

商法第1条第1項は、「商人の営業、商行為その他商事については、他の法律に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の定めるところによる。」と規定しており、商法が商事に関する一般法であることが示されている。

## [これまでの改正]

商法分野においては、これまで、社会経済情勢に対応する観点から、平成17年の会社法や平成20年の保険法のように、商法から独立する形で単行法を制定してきた。

もっとも、これらの改正を経ても、商事に関する一



般法の必要性はなお存在している。

### 〔商法の必要性〕

すなわち、現代の社会においては、企業の経済活動に代表される様々な商取引が広範囲に行われているが、これらの商取引は、一般的の個人間における取引とは異なる特質を備えているといわれている。

そのため、このような経済活動を支える基本的な法的インフラとして、商取引に関する一般的なルールを設けることは、非常に重要であり、そこに商法の存在意義があるものと理解している。

【責任者：民事局 大野参事官 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

平成30年5月17日（木）  
櫻井 充議員（民主）

参・法務委員会  
対法務当局（民事局）

2問 この法案による改正によって、運送品が危険物である場合には、荷送人は、運送人に対して、その安全な運送に必要な情報を通知する義務を負うことになるが、この義務を怠った際の罰則規定が定められていないのはなぜか、法務当局に問う。

（答）

- 1 御指摘のとおり、改正法案では、荷送人に対し、危険物に関する通知義務を課すこととしているが（新商法第572条）、荷送人が危険物に関する通知義務を怠った場合の罰則規定は、設けられていない。
- 2 基本的に、民事上の義務違反については、債務不履行や不法行為に基づく損害賠償義務を負わせることにより妥当な解決を図ることが可能であり、これを超えて、義務の履行を図るために罰則規定を設けることについては、国民の身体の自由の制限又は財産権の侵害を内容とするものであるため、特に慎重でなければならないものと考えられる。

その上で、改正法案における危険物に関する通知義務について申し上げると、通知義務を課される者は事業者から消費者まで様々であり、危険物に関する通知義務を怠った者の全てに罰則を科すこととしては、消費者等の知識に乏しい者にとって酷な場合があると考えられる。また、公法上、毒物及び劇物取締法、危険物船舶運送及び貯蔵規則等において、危険物に関する通知義務に違反した荷送人に対する罰則規定が既に設けられており、私法上の規律である商法上の危険物に関する通知義務を怠った者に対する罰則規定を重ねておく意義に乏しいと考えられる（注）。

改正法案では、これらの事情などを踏まえ、危険物に関する通知義務を怠った場合の罰則規定を設けることとはしてい

ない。

(注) このほか、火薬類取締法においては、「火薬類を運搬しようとする場合は、その荷送人（他に運搬を委託しないで運搬する場合にあつては、その者）は、内閣府令で定めるところにより、その旨を出発地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て、届出を証明する文書（以下「運搬証明書」という。）の交付を受けなければならない。」とされており、虚偽の届出をして、運搬証明書の交付を受けた者に対して、罰則が科せられている（火薬類取締法第19条第1項、第60条第3項）。

(参考条文)

○ 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）

(運搬)

第十九条 火薬類を運搬しようとする場合は、その荷送人（他に運搬を委託しないで運搬する場合にあつては、その者）は、内閣府令で定めるところにより、その旨を出発地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て、届出を証明する文書（以下「運搬証明書」という。）の交付を受けなければならない。ただし、船舶又は航空機のみにより火薬類を運搬する場合及び内閣府令で定める数量以下の火薬類を運搬する場合は、この限りでない。

2 都道府県公安委員会は、前項の届出があつた場合において、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、運搬の日時、通路若しくは方法又は運搬される火薬類の性状若しくは積載方法について、必要な指示をすることができる。

第二十条 火薬類を運搬する場合は、運搬証明書を携帯してしなければならない。ただし、前条第一項ただし書の規定により運搬証明書の交付を受けることを要しない場合は、この限りでない。

2 火薬類を運搬する場合（船舶又は航空機により運搬する場合を除く。）は、通路、積載方法及び運搬方法について内閣府令（鉄道、軌道、索道及び無軌条電車については、国土交通省令）で定める技

術上の基準及び前条第一項の規定により運搬証明書の交付を受けることを要する場合にはその運搬証明書に記載された内容に従つてしなければならない。

第六十条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

二 第二十条第一項の規定に違反し、運搬証明書を携帯しないで火薬類を運搬した者

三 虚偽の届出をして、第十九条第一項の運搬証明書の交付を受けた者

○ 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）  
(運搬等についての技術上の基準等)

第十六条 保健衛生上の危害を防止するため必要があるときは、政令で、毒物又は劇物の運搬、貯蔵その他の取扱について、技術上の基準を定めることができる。

○ 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）  
(荷送人の通知義務)

第四十条の六 毒物又は劇物を車両を使用して、又は鉄道によつて運搬する場合で、当該運搬を他に委託するときは、その荷送人は、運送人に対し、あらかじめ、当該毒物又は劇物の名称、成分及びその含量並びに数量並びに事故の際に講じなければならない応急の措置の内容を記載した書面を交付しなければならない。ただし、厚生労働省令で定める数量以下の毒物又は劇物を運搬する場合は、この限りでない。

(罰則)

第四十条の八 第四十条の二第一項から第五項まで、第四十条の三から第四十条の五まで、第四十条の六第一項又は前条の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

○ 危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）  
(危険物明細書)

第十七条 危険物の荷送人は、第三十条第一項又は第三十五条第一項の

規定によりコンテナ危険物明細書又は自動車等危険物明細書を提出する場合を除き、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を記載した危険物明細書を船舶所有者又は船長（危険物をコンテナに収納して運送する場合であつて、船舶所有者が収納する場合は、船舶所有者に限る。次条において同じ。）に提出しなければならない。

- 一 荷送人の氏名又は名称及び住所
- 二 荷受人の氏名又は名称及び住所
- 三 危険物明細書を作成し、又は船舶所有者若しくは船長に提出した年月日
- 四 危険物の国連番号、品名、等級、隔離区分、副次危険性等級及び容器等級
- 五 個数及び質量又は容積
- 六 その他告示で定める事項

第三百九十四条 危険物の荷送人が、次の各号のいずれかに該当するときは、二十万円以下の罰金に処する。

- 五 第十七条の危険物明細書を船舶所有者若しくは船長に提出せず、又はこれに虚偽の記載をして船舶所有者若しくは船長に提出したとき。

平成30年5月17日（木）  
櫻井 充議員（民主）

参・法務委員会  
対法務当局（民事局）

3問 一般的に、罰則規定を置く場合と置かない場合の要件は何か、法務当局に問う。

（答）

法令案の立案に当たり、罰則規定を置く場合と置かない場合とを一義的に決する要件というものはない。

その上で一般論として申し上げるが、（先ほども申し上げたとおり、）民事上の義務に違反した場合には、債務不履行に基づく損害賠償義務等を負わせることで妥当な解決を図ることが可能であり、それを超えて刑罰による制裁をもって義務の履行を強制することは、国民の身体の自由や財産権の保障の観点から、特に慎重でなければならないと考えられる。

（例えば、法令上、特定の義務を課す場合であっても、その義務が履行されることへの期待の程度は、その法令の趣旨等に照らし、濃淡があるものであって、その義務の内容に応じ、他の手段による履行の確保の可能性も考慮する必要がある。また、他の法令との均衡を考慮する必要もあり、これらの諸事情を踏まえ、罰則規定を置く必要性や相当性を検討すべきものと考える。）

平成30年5月17日（木）  
櫻井 充議員（民主）

参・法務委員会  
対法務当局（民事局）

4問 荷送人が危険物通知義務を怠り、運送品の滅失等が起こった場合には、誰に責任があるのか、法務当局に問う。

(答)

改正法案では、荷送人に対し、運送契約上の義務として、危険物に関する通知義務を課すこととしており（新商法第572条），荷送人が危険物に関する通知義務を怠った場合には、債務不履行による損害賠償責任を負うこととなり得る（民法第415条）。

例えば、荷送人が危険物に関する通知義務を履行しなかつたことにより、運送人が運送品である危険物の性質に応じた取扱いをすることができず、その結果、事故が起きて運送品や運送人の運搬車両が滅失したような場合には、運送人は、荷送人に対し、その結果として生じた損害の賠償を求めることとなる。そして、この場合には、荷送人は、危険物に関する通知義務を履行しなかつたことについて自己に帰責性がないことを立証しない限り、運送人に対し債務不履行による損害賠償責任を免れることができない（新第572条、民法第415条）。

（参照条文）民法（明治二十九年法律第八十九号）  
(債務不履行による損害賠償)

第四百十五条 債務者がその債務の本旨に従つた履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 (略)

平成30年5月17日（木）  
櫻井 充議員（民主）

参・法務委員会  
対法務当局（民事局）

5問 荷送人が危険物通知義務を怠り、運送品の滅失等が起きた場合に、荷送人が損害賠償責任を負う根拠となる法律は何か、商法には何が規定を置いているのか、置いていない場合、置かない理由は何か、法務当局に問う。

（答）

- 1 （先ほど申し上げたとおり、）荷送人が危険物に関する通知義務を怠ったことにより運送人に損害が生じた場合には、荷送人は、運送人に対し、原則として、債務不履行による損害賠償責任を負う。そして、荷送人が運送人に対し、このような責任を負う根拠となる規定は、荷送人に対して危険物に関する通知義務を課す新商法第572条と、債務不履行による損害賠償について定める民法第415条である。
- 2 このように、荷送人が運送人に対して責任を負う根拠規定が、商法と民法とに分かれているのは、次のような理由による。

（先ほどご説明したとおり）商法は、（商事に関する一般法であるが、民法との関係では）商事に関する規律について民法の特則を定める法律という位置付けになるため、本則である民法の規定をそのまま適用すれば足りるものについては、商法に規定を設ける必要はなく、民法の特則に当たるものについて規定を設けることとしている。

改正法案においては、危険物に関する通知義務に関する規定を商法に設けているが、これは、この通知義務が運送営業に関する民法の特則を定めたものという位置づけになるため、商法に規定を設けることとしたものである。

これに対し、債務者がその義務の履行を怠った場合に、損

害賠償義務を負う旨の規定は、民法に設けられており、危険物に関する通知義務違反の場合についても、この規定を適用すれば足りるため、商法には、規定を設けていないものである。

(参照条文) 民法(明治二十九年法律第八十九号)  
(債務不履行による損害賠償)

第四百十五条 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 (略)

平成30年5月17日（木）  
櫻井 充議員（民主）

参・法務委員会  
対法務当局（民事局）

6問 改正法案では、運送人の責任に関する期間制限を定めているが、荷送人の責任に関する期間制限の規定もあるのか、荷送人に責任がある場合に、その責めを負う期間はどの程度か、法務当局に問う。

（答）

- 1 改正法案では、運送品の滅失等についての運送人の責任について、運送品が引き渡された日（注1）から1年以内に裁判上の請求がされないときは消滅することとしている（新第585条第1項）。
- 2 これに対し、現行の商法では、荷送人の運送人に対する責任については、運送人が荷送人に権利行使することができる時から（注3）1年間行使しないときは、時効によつて消滅するとされ、この規律は、改正法案の下でも、維持されている（新第586条 注4）。

このように、荷送人の運送人に対する責任についても、運送人の責任と同様に、期間制限に関する規定が設けられているが、これは、運送人の責任について短期の期間制限が定められているにもかかわらず、荷送人の運送人に対する責任がこれより長い期間の消滅時効にかかることとするのは当事者間の公平の視点から相当でないと考えられるためである。

（注1）全部滅失にあっては、運送品の引渡しがされるべき日である（新第585条第1項）。

（注2）受取の日から1年以内にすべき「裁判上の請求」には、訴えの提起のほか、支払督促の申立て、民事調停の申立て、破産手続参加、仲裁の申立て等を含むと解されている。

(注3) 運送人の債権の消滅時効については、その時効の起算点について特に規定されていないが、それは運送人の債権の種類が多様であつて一概に定められないからであり、それぞれ個々の債権について荷送人又は荷受人に対してこれを行使することができるときがその起算点と解すべきであるとされている。

(注4) 新第586条は、現行第589条において準用する現行第567条を現代語化したものであって実質改正は含まれていない。

平成30年5月17日（木）  
櫻井 充議員（民主）

参・法務委員会  
対法務当局（民事局）

7問 運送品の滅失等が起こった場合に、運送人が責めを負うのは、具体的な事例としては、どのようなときか、法務当局に問う。

（答）

- 1 改正法案による改正後の新商法第575条においては、「運送人は、運送品の受取から引渡しまでの間にその運送品が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は運送品が延着したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、運送人がその運送品の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。」とされている。
- 2 まず、運送人が責任を負うケースとして典型的な事例としては、例えば、運送途中に運送品が盗難により行方不明になったような場合や、運送途中に運送品を壁等にぶつけてしまい、運送品に傷を与えたような場合が考えられる。
- 3 このように運送人が運送品を運送している間にその運送品が滅失したり、損傷したりした場合には、（先ほど申し上げた）新商法第575条本文の規定により、荷送人に対し、その滅失や損傷によって荷送人に生じた損害を賠償する責任を負う。  
ただし、このような場合であっても、新商法第575条ただし書の規定により、運送人側において、運送品の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、運送人はその責任を免れることができる。

(参考条文)

○ 新商法

(運送人の責任)

第五百七十五条 運送人は、運送品の受取から引渡しまでの間にその運送品が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は運送品が延着したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、運送人がその運送品の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

(注)

「滅失」とは、運送品が消失してなくなることをいう。物理的な滅失のほか、行方不明や他人の善意取得等により運送品を回復し得なくなつた場合（法律的な滅失）を含む。

「全部滅失」とは、運送品の全部が消失してなくなることをいい、「一部滅失」とは、運送品の一部が消失してなくなることをいう。運送品の価値が零となり、その効用を喪失した場合は、全部滅失に当たる。

「損傷」とは、傷などにより運送品の価値が一部減少することをいう。

滅失：物が消失してなくなること

全部滅失

物品の全部が消失してなくなること  
(運送品である野菜10点全てが消失した場合)

一部滅失

物品の一部が消失してなくなること  
(運送品である野菜10点のうち2点が消失した場合)

損傷＝毀損

傷などにより物品の価値が一部減少すること  
(運送品である野菜が傷ものとなつた場合)

平成30年5月17日（木）  
櫻井 充議員（民主）

参・法務委員会  
対法務当局（民事局）

8問 運送品の滅失等が起こった場合に、運送人が責めを負う根拠となる法律の規定は何か、法務当局に問う。

（答）

（先ほど申し上げたとおり、）改正法案による改正後の新商法第575条である（同条においては、「運送人は、運送品の受取から引渡しまでの間にその運送品が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は運送品が延着したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、運送人がその運送品の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。」とされている。）。

（注）立証責任のあり方につき、①まず、荷送人側において、運送人による運送品の受取後引渡しまでの間に運送品の滅失等又はその原因が生じたこと等を証明すれば、運送人は損害賠償責任を負うこととしつつ、②運送人側において、運送品の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、責任を免れることとした（新第575条）。

（参考条文）

○新商法

（運送人の責任）

第五百七十五条 運送人は、運送品の受取から引渡しまでの間にその運送品が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は運送品が延着したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、運送人がその運送品の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

平成30年5月17日（木）  
櫻井 充議員（民主）

参・法務委員会  
対法務当局（民事局）

9問 運送品の滅失等が起こった場合であって、荷送人又は荷受人が運送人に損害賠償請求をするときには、誰がどのような立証をしなければならないのか、法務当局に問う。

（答）

1 まず、荷送人について申し上げると、運送品の滅失等があった場合に、荷送人が運送人に対して、損害賠償請求をするには、改正法案による改正後の新商法第575条本文（「運送人は、運送品の受取から引渡しまでの間にその運送品が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は運送品が延着したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」）の規定に基づき、運送人による運送品の受取後引渡しまでの間に運送品の滅失等（又はその原因）が生じたこと等を立証する必要がある。

これに対し、運送人は、改正法案による改正後の新商法第575条ただし書（「ただし、運送人がその運送品の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。」）の規定に基づき、運送品の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかつたことを立証したときは、責任を免れることができる。

2 また、改正法案では、荷受人は、運送品が到達地に到着し、又は運送品の全部が滅失したときは、運送契約によって生じた荷送人の権利と同一の権利を取得するとしている（新商法第581条第1項）。そのため、荷受人は、運送品が到達地に到着し、又は運送品の全部が滅失したときは、運送契約に基づき、運送人に対し、損害賠償請求をすることができるが、その場合に立証しなければならない事実は、先ほど申し上げ

た荷送人の場合と同じである。

(参考条文)

○新商法

(運送人の責任)

第五百七十五条 運送人は、運送品の受取から引渡しまでの間にその運送品が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は運送品が延着したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、運送人がその運送品の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

(荷受人の権利義務等)

第五百八十二条 荷受人は、運送品が到達地に到着し、又は運送品の全部が滅失したときは、物品運送契約によって生じた荷送人の権利と同一の権利を取得する。

- 2 前項の場合において、荷受人が運送品の引渡し又はその損害賠償の請求をしたときは、荷送人は、その権利行使することができない。
- 3 (略)

平成30年5月17日（木）  
櫻井 充議員（民主）

参・法務委員会  
対法務当局（民事局）

10問 荷送人が危険物に関する通知義務を怠ったことにより運送品の滅失等が起こった場合であって、運送人又は荷受人が荷送人に損害賠償請求をするときには、誰がどのような立証をしなければならないのか、法務当局に問う。

（答）

1 運送人から荷送人に対する請求

（先ほど答弁したとおり、）危険物の通知義務違反により、運送人が荷送人に対して損害賠償請求をする場合については、債務不履行に関する民法の規定（民法第415条）が適用される。

そのため、運送人としては、荷送人が危険物に関する通知義務に違反したこと及びその義務違反によって運送人に損害が生じたことを立証する必要がある。

他方、荷送人としては、運送契約上の義務に違反したことについて自己に帰責事由がないことを立証したときは、その責任を免れる（民法第415条）。

2 荷受人から荷送人に対する請求

これに対し、荷受人が荷送人に対して損害賠償請求をする場合には、その前提として、両者間には、売買契約等の何らかの契約関係があるのが通常であると考えられる。

例えば、荷送人と荷受人との間に売買契約が成立しており、売主である荷送人が危険物に関する通知義務等に違反したことにより売買の目的物が滅失した場合に、買主である荷受人が売主である荷送人に対して損害賠償請求をするには、荷受人（買主）としては、荷送人（売主）が商品である運送品の引渡し義務を履行しなかったことを立証する必要がある。

他方、荷送人（売主）としては、自己に帰責事由がないことを立証したときは、その責任を免れる（民法第415条）。

（参考条文）

○新民法

（債務不履行による損害賠償）

第四百十五条 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。